

10月13日 規制改革推進会議 農業WG
JA全中、JA全農、JA共済連、農林中金 提出資料

「魅力増す農業・農村」の実現に向けた JAグループの取り組みと提案

～「1円でも多く生産者手取りを確保し、
1円でも安く良い資材を供給する」ために～



平成28年9月8日

本書に記載しているJAグループの取り組みなどについては、今後とも
具体化・拡充等の検討をすすめ、適宜、本書の改訂を行う。

< はじめに >

- ① わが国全体で人口減少・超高齢化社会が到来し、農業者の減少・高齢化等による農業生産基盤の急速な脆弱化が進む中で、ＪＡグループが、農業振興、地域振興、農業・農村の多面的機能の発揮に重要な役割を果たし続けるために、昨年１０月の第２７回ＪＡ全国大会決議では、「持続可能な農業の実現」、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を目指し、「創造的自己改革」に取り組むこととした。
- ② 現在、ＪＡ・県・全国の各段階では、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標とした「創造的自己改革への挑戦」が本格始動している。
- ③ 一方、昨年１０月にＴＰＰ協定の大筋合意がなされ、政府・与党で「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」が決定される中で、ＴＰＰによる将来の影響などが、多くの農業者のさらなる不安と懸念となっており、その不安の払拭と、現場実態を十分踏まえた対策の確立等が求められている。
また、秋の臨時国会では、ＴＰＰ協定の承認と関連法制度に関する審議のためＴＰＰ特別委員会の再開が想定されるが、引き続き、同協定の徹底した検証と、その内容の公表等が求められる。
- ④ こうしたなか、政府・与党では、今秋に向けてＴＰＰ関連対策の具体化（「農林水産業骨太方針」の策定など）に向けた検討を加速化することが想定されるとともに、３０年産米対策や、指定生乳生産者団体制度のあり方も焦点となる予定である。
- ⑤ ＪＡグループは、創造的自己改革（第２７回ＪＡ全国大会決議）をさらに進め、かつ、日本農業全体の将来を考えた「真の骨太農業政策」の確立などを進めるために、「創造的自己改革のさらなる具体策」とそれを後押しする「政策等の提案」をとりまとめた。検討にあたっては、組織内議論に加えて、経済界・法人などから意見を聴取した。
- ⑥ これら内容に基づき、構造を変えるような取り組みを含め改革を着実に実践するとともに、本書に盛り込んだ内容の実現に向けて、農政運動と国民理解促進活動を徹底する。
- ⑦ また、今後とも取り組み内容の具体化・拡充をはかりつつ、ＪＡ・県・全国の各段階においては、わが国の生産・流通・消費の変化をふまえ、事業の認識・方式等を見直し、それぞれ関係する項目を工程表・行動計画等に落とし込み、組合員・役職員一体となって、速やかにさらなる自己改革を実行していく。

< 目 次 >

1. 本提案にあたって	1
2. J Aグループの当面の取り組みの基本的考え	3
3. 「骨太の農業政策」に係る基本的考え	5
4. J Aグループの当面の取り組み方向と提案	
(1) 1円でも多く生産者手取りを確保する	7
① 需要に応じた流通・加工の取り組み（米等）、（青果・畜産）	
② 輸出拡大の促進	
③ マーケットインに対応した部会の再編・強化	
④ 国産農畜産物の価値創出と内需拡大	
⑤ 需要に応じた生産・流通（酪農・乳業）	
⑥ 需要に応じた生産の取り組み（米等）、（青果）、（畜産・酪農）	
(2) 1円でも安く良い生産資材を供給する	4 1
① 肥料の価格引下げ	
② 農薬の価格引下げ	
③ 農機の価格引下げ	
④ 飼料の価格引下げ	
⑤ その他資材の価格引下げ	
⑥ 資材価格等の「見える化」	
⑦ 共同利用施設の有効活用と物流の合理化・効率化の促進	
(3) 農業の生産力向上、農村活性化など	6 3
① 他産業との農業イノベーション	
② 農業人材の育成強化、労働力対策	
③ 農村振興の強化、農業の多面的機能の維持・発揮	

1. 本提案にあたって ～われわれの目指す農業像と骨太の農業政策～

(1) 目指す姿「魅力増す農業・農村」

- ① 人口減少社会のなかでも、すべての人にとって、「魅力増す農業・農村（＊農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化などがすすんでいる姿）」を創る必要がある。
- ② 主役は「はじめたい、かせぎたい、地域で暮らし続けたい」の実現に向け取り組む「意欲ある農業者」のすべて。「意欲ある農業者」に、規模・就農年数等はない。
- ③ 関係者等は、国民・消費者から評価される魅力（ニーズ）に応じて変わる必要がある。

《 関係者等の姿 》

- ・【JAグループ】；「JAグループは農業・農村の魅力を高めている」と、組合員・国民から高く評価されている。
- ・【業界】；食料・農業にかかわる業界が再編等を通じ、意欲ある農業者・消費者に還元を増やせる業界となっている。
- ・【政策】；TPP等の環境変化が起きても、「骨太の農業政策」が魅力の下支えとなっている。

(2) 目指す農業像を実現するための「JAグループの役割」

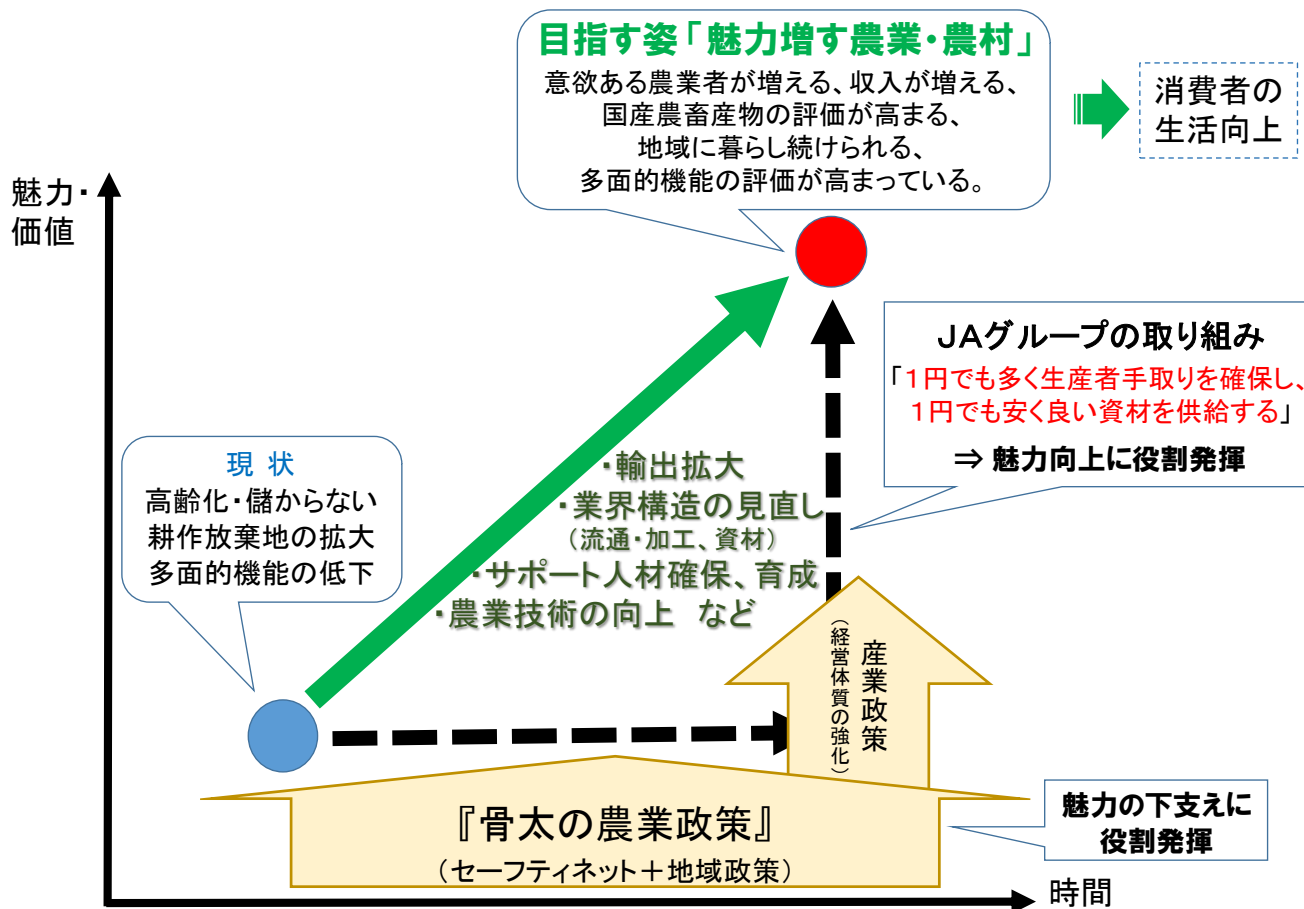
- ① JAグループは、組合員に対して「農業者の所得を増大する（1円でも多く生産者手取りを確保し、1円でも安く良い資材を供給する）」ことを本分とし、組合員とともに組織・事業を改善しながら、より組合員から「選ばれるJA」・「結集できる拠点」となる。
- ② 「小売・メーカーに対する交渉力強化（特に米、資材）」と「輸出拡大」が最重点事項である。
- ③ 国内外の消費者に魅力を届けるため、組合員の高い結集力を実現し、「グローバル化・巨大化する小売・メーカーとわたりあう重要な役割を担う「協同組織」としての社会的責任を果たす。」の中で、地域に豊かさを取り込み、循環させる役割を果たしていく。

(3) 目指す農業像を実現するための「骨太の農業政策」等

骨太の農業政策は、グローバル化など競争が激化する中でも、「食料・農業・農村基本計画を実現できる長期安定の政策（法制化、恒久的・安定的な財源確保）」とすべきである。それは、以下の「①セーフティーネット」、「②地域政策」、「③産業政策」を「一体で確立」することである。

- ① 「意欲ある農業者」が安心して魅力づくりを続けられるよう、意欲ある農業者の経営所得を支えるセーフティーネットを確立。
- ② 中山間地域などにおいて農地・農村の魅力（多面的な機能）づくりを続けられるよう、日本型直接支払の全国展開など、「総合的な地域政策を拡充。」
- ③ 農業・農村の根本的な課題を克服し、その魅力を創出できるよう、「意欲ある農業者」の「経営体質を強化する産業政策を拡充。」

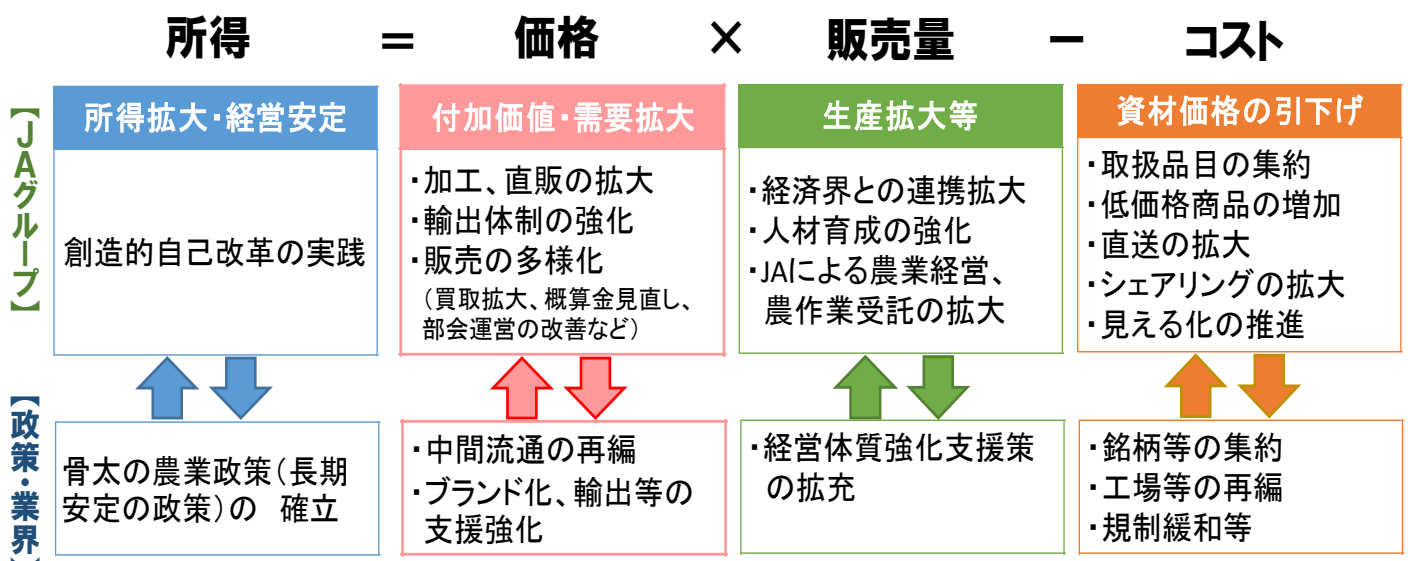
「魅力増す農業・農村」の実現に向けて（イメージ）



2. JAグループの当面の取り組みの基本的考え

- ① JAグループは、農業者の所得を増大するため、営農指導を第一に強化し、小売・メーカーとわたりあう組織として共同販売・共同購入を徹底する。その中で、各JAは、総合事業体として地域に豊かさを取り込み、循環させる役割を果たしていく。
- ② 特に、経済事業系統は、組合員の所得増大のためにこれまでの事業方式等を生産・流通・消費の変化をふまえて見直し、下記の取り組みを強化する。
 - ア.【生産者が実感できる生産者手取りの拡大】
生産者・JA・連合会が結集した共同販売により、消費者・実需者（海外含む）のニーズに応じた生産と直接販売等を拡大する。
 - イ.【生産者が実感できる資材価格の引下げ】
部会や担い手経営体のニーズを把握し、生産者・JA・連合会が結集した共同購買により、メーカー間の競争を促す。
- ③ 信用・共済事業ふくむJAグループ各組織は、その取り組みを総合事業機能のフル活用により強力に後押しする。
- ④ JAグループが小売・メーカーとわたりあい、農家・組合員と消費者双方への還元を増やしていくために、規制緩和や関係業界の再編等を円滑に進める法整備等を国に対しても提案する。

【JAグループの当面の主な取り組み（イメージ）】



《主な取り組みのポイント》

1. 1円でも多く生産者手取りを確保する

ア. 消費者までの距離を縮める

→中間流通分野に進出（加工・直販の拡大）

イ. 需要をつくる

→組織力を活かした輸出体制を構築、G I 拡大の支援

ウ. 生産者個々の努力を活かす

→米の買取販売・委託非共計等の拡大、概算金に代わる資金対応、部会運営の改善

2. 1円でも安く良い生産資材を供給する

ア. 製造・流通コストを下げる

→取扱品目を大胆に集約、工場等の再編、工場直送の拡大

イ. 低価格商品を増やす

→輸入肥料、ジェネリック農薬、機能を絞った農機、農薬大型規格等の取扱拡大・開発

ウ. シェアリングを増やす

→農機事業を「所有」から「共同利用」主体の事業に転換、稼働率低下施設の運営改善

エ. 資材価格等の「見える化」をすすめる

→HPの活用など情報提供の強化

3. 農業の生産力向上、農村活性化など

→経済界との連携拡大

→農業者・営農指導員の人材育成の強化、JAによる農業経営・農作業受託の拡大

→鳥獣被害対策など農村対策

⇒上記を農林中金・信連等の資金の活用など総合事業機能のフル活用で強力に後押し

3. 「骨太の農業政策」に係る基本的考え

- ① 農業・農村をめぐる国内環境が厳しい中で、T P P などグローバル化によって将来どのような影響が出てくるか不透明感も増しており、意欲ある農業者の中にも、将来への不安がある。特に、生産調整見直しとなる30年産米政策や、飼料米対策の恒久的な予算確保などについて、先行きを不安視する声は大きい状況である。
- ② J A グループとしては、1円でも多く生産者手取りを確保するなどの努力をするが、自由な生産・取引の中で、農業者・J A グループだけでは対応できない価格変動や、グローバル化の影響も想定される。
- ③ こうした大きな不安を払拭して、意欲ある農業者が農業・農村の魅力向上のために未来への投資等を積極的に行い、食料・農業・農村基本計画を実現できるようにするためには、「骨太の農業政策」の確立が必要不可欠である。
- ④ 今後、30年産米対策や収入保険制度の検討、グローバル化の影響等をふまえ、中長期的な視点で「骨太の農業政策」を具体化し、それに加え、意欲ある農業者の経営体質を強化する産業政策を拡充して、わが国農業の根本的課題を克服していかななくてはならない。
- ⑤ その中で、われわれJ A グループも、中長期的な視点で継続的に組織・事業の改革を進める必要がある。

【骨太の農業政策の概念図】

1. どのような環境変化の中でも、**食料・農業・農村基本計画を実現できる政策**
2. **長期安定の政策**（法制化、恒久的・安定的な財源確保）
3. 「①セーフティーネット」と「②地域政策」、そして「③産業政策」を**一体で確立**

意欲ある農業者が安心して
魅力づくりを続けるため
**意欲ある農業者の経営所得を
支えるセーフティーネット**



中山間地域などで農地・農村の
魅力づくりを続けるため
総合的な地域政策の拡充

4. 意欲ある農業者の**経営体質を強化する産業政策を拡充**

【食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）等に掲げる政府目標】

目標項目	現状（平成25年度）	将来像（平成37年度）
①食料自給率	カロリーベース 39% 生産額ベース 65%	カロリーベース 45% 生産額ベース 73%
飼料自給率	26%	40%
②農地面積	454万 ha	440万 ha
担い手の農地利用割合（※）	約5割	約8割
③新規就農者数（※）	5万810人	2023年までに 倍増
④農林水産物・食品の輸出額（※）	5,505億円	2020年までに 1兆円 2030年までに 5兆円

また、同基本計画には「生産努力目標」が掲げられており、鶏卵を除き全ての農畜産物を維持・増産するとしている。

（※）は、「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂）」の目標。

【生産現場の政策に関する期待・不安】

現行の政策	期待・不安
経営所得安定対策	- 需要に応じた生産を通じて、所得を増大したい。 - 生産調整が見直され、需給が緩み、所得確保が難しくなるのではないかな。
水田フル活用と米政策	- 基本計画に掲げられた飼料米の目標数量達成のために頑張りたい。 - 予算の持続的措置に反対する声も聞こえるが、飼料米をつくり続けられるのか。
農地中間管理事業	- 地域実態をふまえた農地集積、耕作放棄地の解消・発生防止に取り組みたい。 - 当面担い手の見つからない農地の管理、基盤整備にも支援策が必要ではないかな。
日本型直接支払制度など地域政策	- 過疎化の進む中山間でも地域を維持できるよう、地域の核となる農業を守りたい。 - 平地に比べ、中山間は成長産業化が難しいので、配慮した後押しをしてほしい。 - 一部の地方では財源がなく、直接支払が活用されていない。

担い手経営安定法

⇒平成30年目途に見直し

農地中間管理事業推進法

⇒平成31年目途に見直し

農業の有する多面的機能の
発揮の促進に関する法律

⇒平成32年目途に見直し

* 現行の政策は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた内容。

4. J Aグループの当面の取り組み方向と提案

(1) 1円でも多く生産者手取りを確保する

① 需要に応じた流通・加工の取り組み（米等）

<課題>

- 主食用米需要が8万ト/年で減少し、中食・外食の拡大など消費構造も変化。
- J Aグループでは、取扱高・数量が減少傾向にある中で、生産構造や消費構造の変化に対応した事業方式とする必要。

<J Aグループの当面の取り組み方向>

- ① 実需者への精米販売の拡大等による消費者に接近した販売
 - ② 安定取引の実現に向けた早期（生産前年）の事前契約等の拡大
 - ③ 概算金に代わる意欲ある農業者の営農資金への対応
 - ④ 買取販売や委託非共計など多様な米取扱方式の提案・導入
- ⇒ 上記について、全農において検討。

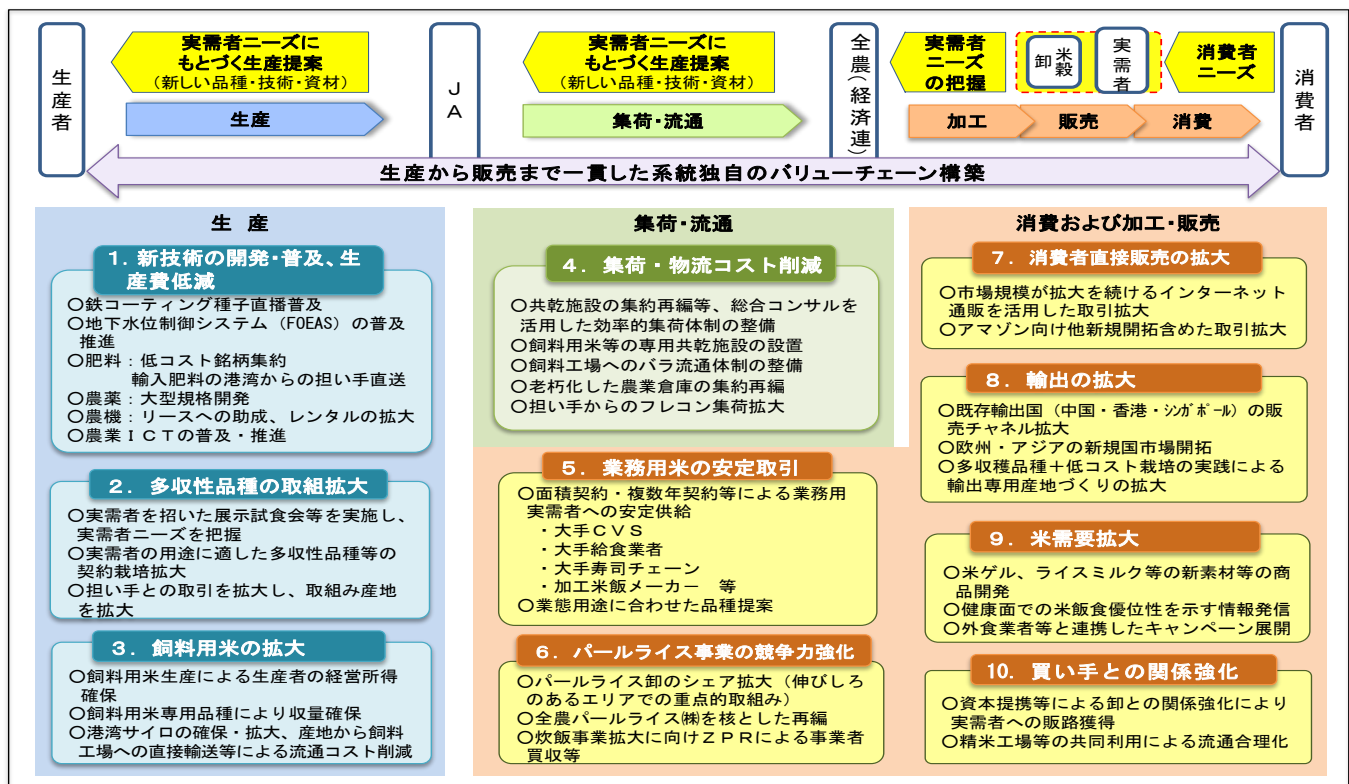
<政策等の対外提案>

- ① 米の事前取引への参加を促すための措置（国）
 - 事前契約取引の拡大を実現するため、事前契約の締結を促進する措置や、事前契約に係るシステム開発費用への支援、関係者に対する理解促進等の措置を講じること。

【全農における検討内容】

- ① 実需者への精米販売の拡大等による消費者に接近した販売
実需者への精米販売の拡大や、炊飯・加工米飯等の米加工商品の開発・拡販により、消費者に接近した販売をおこなう。
【パールライスグループの35年度精米販売目標数量：100万トン】
- ② 安定取引の実現に向けた早期（生産前年）の事前契約等の拡大
従来から時期を前倒して、生産前年から複数年を含む播種前での事前契約取引の拡大に取り組み、生産者が確信を持てる営農計画策定および販売先との安定取引拡大を図る。
【全農の28年産米の事前契約見込数量：120万トン】
- ③ 概算金に代わる意欲ある農業者の営農資金への対応
担い手の営農資金の安定確保への移行に対応し、JA系統金融機関を活用して、事前契約による結び付き等にもとづく営農資金対応により、生産者との関係強化をはかる。【28年度より検討】
- ④ 買取販売や委託非共計など多様な米取扱方式の提案・導入
担い手ニーズに対応し、必要に応じて、委託販売・共同計算方式等の見直しも含め、買取販売や委託非共計等の多様な取扱方式を提案していく。
【28年産米の買取販売目標数量（全農）：30万トン】

【全農：生産から販売まで一貫した取り組み】



資料：全農

【精米販売拡大の取組事例】

○ 取り組み内容

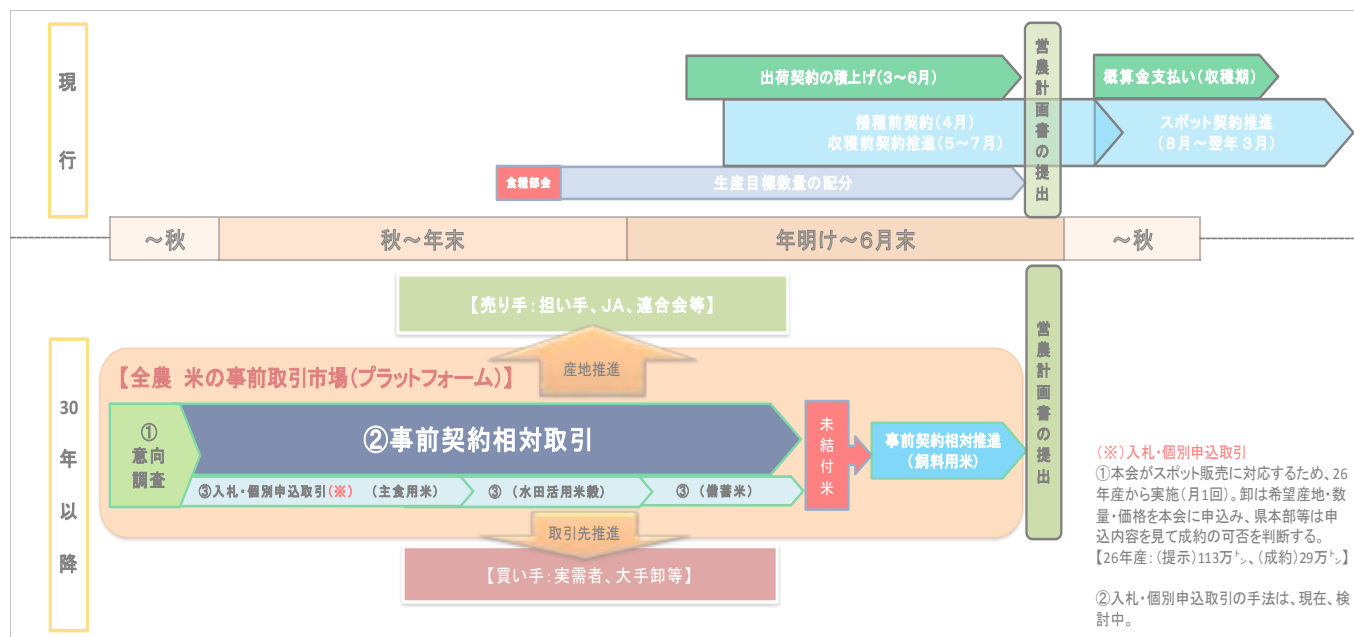
全農は、業務用実需者と産地との結び付けを強化（顔の見える販売）するため、品種や圃場を指定して実需者の求める米を生産し、子会社を通じて精米販売を行っている。

○ 業務用実需者指定圃場



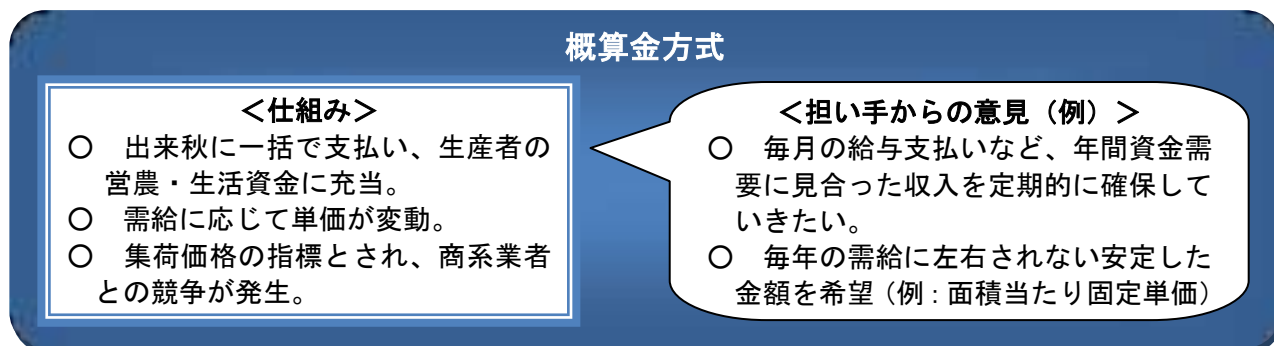
資料：全農

【全農：事前契約取引の推進スケジュール（イメージ）】



資料：全農

【担い手の資金需要への対応】



担い手ニーズをふまえた**営農資金**の融資

① 需要に応じた流通・加工の取組み（青果・畜産）

<課題>

《青果》

- 流通経費の削減や、加工・業務用需要増加への対応が必要。野菜需要に占める加工・業務用の割合は、昭和40年では23%であったのに対し、平成22年では56%と増加傾向。
- 多様化する実需者ニーズへの迅速な対応と、特に増加している加工・業務用需要への対応として、外食・中食業界向け等を中心とした直販事業の強化・拡大が課題。

《畜産》

- 輸出対象国が求める衛生基準を満たす施設や、食肉生産構造の変化・消費者ニーズを踏まえた流通の効率化によるコスト低減、高度な衛生処理体制等の構築が課題。

<JAグループの当面の取組み方向>

① 青果：流通コストの削減

- 広域集出荷体制構築のためのJA域を越えた集出荷加工施設の拡充や、県域を越えた共同配送体制の検討をすすめ、物流の合理化に取り組む。

② 青果：直販事業の拡大

③ 青果：重点取引先を明確にした販売強化

④ 青果：卸売市場との連携強化による販売強化

- ⇒ 上記②③④について、全農において検討。

<政策等の対外提案>

《青果》

① 集出荷加工施設の整備等に対する支援（国）

- 集出荷施設の再編・整備や加工施設の整備等に対する支援（産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金）を拡充すること。

② 加工・業務用果実の価値創出等に対する支援（国）

- 加工・業務用果実を使用した高付加価値商品の開発、加工業者への原料安定供給に対する支援を拡充すること。

《畜産・酪農》

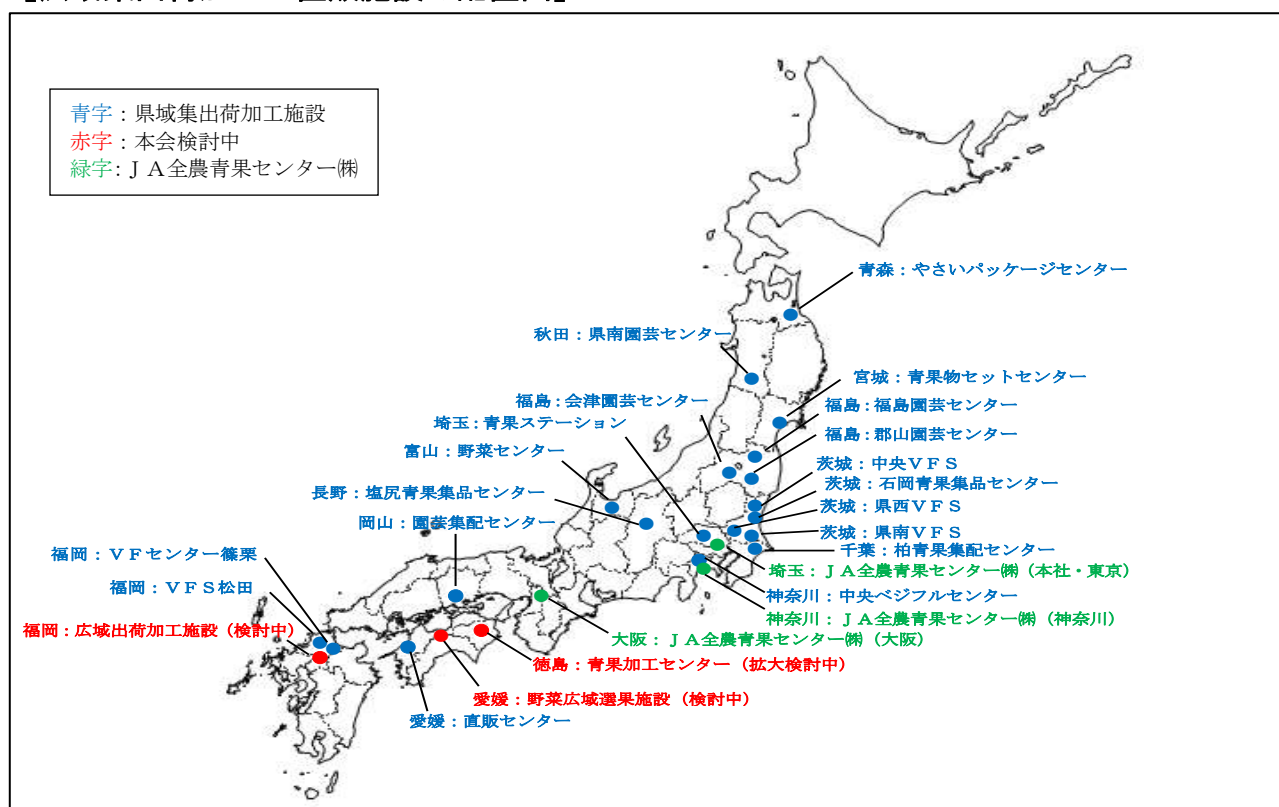
① 食肉処理施設の整備等に対する支援（国）

- HACCP対応施設の整備や、食肉の流通合理化に向けた流通処理施設の整備、再編・統合に対する支援を講じること。

【全農における検討内容】

- ① 青果：直販事業の拡大
 - 全農は、J A全農青果センター(株)の持つコールドチェーン機能や包装加工機能・主要取引先の物流センター機能の強化や、(株)グリーンメッセージとの連携、県域における直販施設の拡充等により、直販事業の拡大に取り組む。
 - 【30年度までに3,300億円を計画】
- ② 青果：重点取引先を明確にした販売強化
 - 全農は、加工・業務用需要の増加に対応して、外食・中食向けサプライヤー企業との連携強化やコンビニエンスストア・食品加工会社向け一次加工施設の設置などにより、加工・業務実需者への販売力強化に取り組む。
- ③ 青果：卸売市場との連携強化による販売強化
 - 全農は、卸売会社とのパートナー化をすすめ、量販店・生協等小売りへの予約相対取引に加え、加工・業務実需者向け販売を強化する卸売会社との連携を強化し、契約的取引の拡大に取り組む。

【広域集出荷加工・直販施設の配置図】

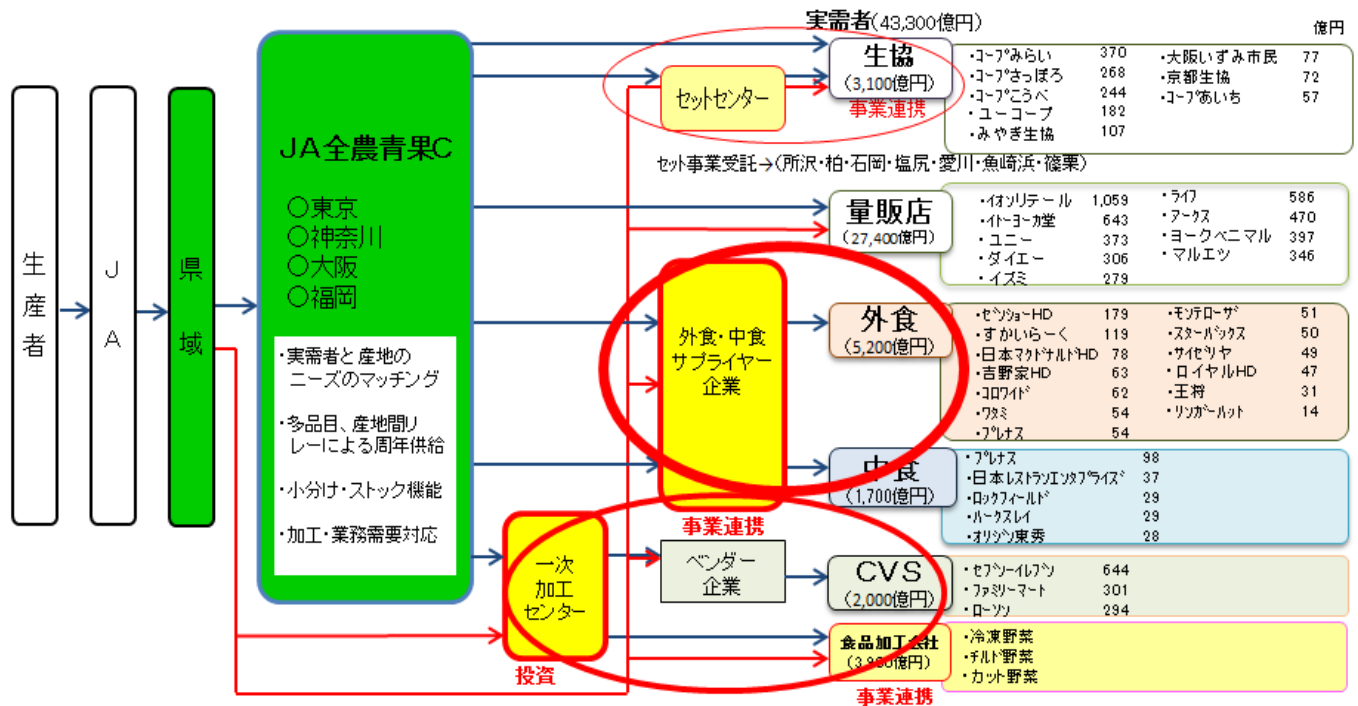


【直販事業の次期3か年計画】

年度	27年度実績	28年度計画	29年度計画	30年度計画
直販取扱高	2,949億円	3,100億円	3,200億円	3,300億円

資料：全農

【重点取引先を明確にした販売強化（イメージ）】



資料:全農

【産地パワーアップ事業の概要】

【効率的な施設整備の推進】

・集出荷荷役施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



集出荷荷役施設



産地施設



農産物処理加工施設



低コスト貯蔵ハウス

○ 支援の概要

- ① 加工処理施設、集出荷施設、生産技術高度化施設、選果施設等の整備にかかる支援（強い農業づくり交付金の支援対象と同様）。補助率は、事業費の1/2以内。
- ② リース方式による農業機械等の導入にかかる支援。肥料・農薬を除く複数年使用可能な生産資材の導入にかかる支援。これまで燃油価格高騰緊急対策で措置されていたヒートポンプやボイラー等のリースの導入にかかる支援。補助率は、事業費の1/2以内。
- ③ 果樹の競争力のある同一品種の改植および未収益期間の支援。補助率は、果樹農業好循環形成総合対策事業の改植支援と同様。定額および1/2以内。

○ 事業の流れ

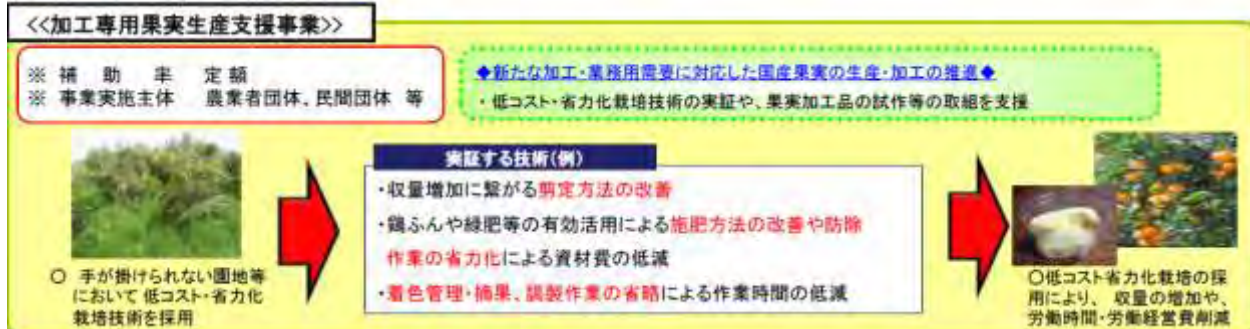
- ※都道府県※
産地パワーアップ計画の基となる事業計画を策定
- ↓
- ※地域農業再生協議会※
産地パワーアップ計画を策定
支援対象者となる農業者や農業者団体等も同計画に明記
- ↓
- ※都道府県※
産地パワーアップ計画の審査・承認
基金管理団体に助成金の交付申請
※国は助成金の交付に関して計画内容の確認

○ 事業の要件

産地パワーアップ計画において、生産・出荷コスト10%以上の低減や販売額10%以上の向上等の成果目標を盛り込む。改植以外は事業終了後2年、改植は事業終了後10年の期間において目標達成。

資料:農水省資料より全中作成

【加工専用果実生産支援事業の概要】



資料:農水省

【農畜産物輸出拡大施設整備事業の概要】



資料:農水省資料より
全中作成

② 輸出拡大の促進

<課題>

- 政府が平成 32 年の農林水産物・食品輸出額 1 兆円を目標に掲げている中で、27 年の実績は 7,451 億円、米・牛肉・青果物の合計は約 370 億円程度（約 5%）。
- 輸出拡大の促進にあたっては、以下の内容が課題。
 - ・ 輸出対象国での販路確保。
 - ・ 販売面での価格優位性をはかるための物流コスト・マージンの削減。
 - ・ 長期輸送に耐える鮮度保持技術の導入。
 - ・ 米の供給体制の整備。
 - ・ 検疫条件の緩和等。
 - ・ 輸出意向のある農業者や J A 等への対応。

<J A グループの当面の取り組み方向>

- ① 生産・供給体制を構築
 - 輸出競争力強化に向けた GLOBAL G. A. P 等の認証取得・更新、HACCP 等輸出対象国が求める衛生基準を満たす加工施設や集出荷施設の再編・整備等生産・供給体制の構築に取り組む。
- ② 商談会の活用、レストラン等の展開と食材販売による販路拡大
 - 農林中金は、企業取引等のネットワークを活かし、J A 等が現地での販路拡大をはかれるよう、商談会の出展サポート等に取り組む。全農は、海外でのレストラン等の展開による日本食文化の発信と日本産食材の販路拡大に取り組む。
- ③ 玄米で輸出し、現地で精米販売する事業スキームを構築
 - 全農は、現地パートナーと共同した事業スキームを活用し輸出に取り組むとともに、多収性品種と低コスト栽培技術の導入による輸出専用産地づくりに取り組む。
【27 年産 15ha（宮城・福島）から 28 年産 31ha（7 県域）に拡大】
- ④ シンガポール等における営業拠点を強化し、また周辺国も含めた物流の段階的整備
 - 全農において、海外営業拠点の体制整備・機能強化を検討する。
- ⑤ 周年安定供給の強化等を担う「輸出促進エージェント（仮称）」の立ち上げ
 - 輸出意向のある農業者や J A 等に対するワンストップ窓口として、輸出全般に関する相談・コンサル等に対応するとともに、海外のニーズと輸出希望者の意向をとりまとめ・調整し、周年安定供給の強化等に取り組む。
- ⑥ 国産農畜産物・加工品の輸出および日本食文化の情報発信体制の構築
 - 健康で栄養バランスに優れた日本型食生活・食文化を世界に発信する体制の構築について検討する。

【27 年農林水産物・食品の輸出実績（品目別内訳）】

品目	輸出実績（億円）
農産物	4,431
加工食品（アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子 等）	2,221
畜産品（食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮 等） ※そのうち牛肉は 110 億円	470
穀物等（小麦粉、米等） ※そのうち米は 22 億円	368
野菜・果実等（青果物、果汁、野菜・果実の缶詰 等） ※そのうち青果物は 235 億円	350
その他農産物（たばこ、播種用の種、花き、茶 等）	1,022
林産物（丸太、製材、合板 等）	263
水産物（生鮮魚介類、真珠、水産缶詰、練り製品 等）	2,757
農林水産物全体	7,451

資料：農林水産省作成資料をもとに全中作成

【ＪＡグループの輸出拡大目標】

輸出先の動植物検疫・衛生基準の緩和を前提に、平成 32 年までにＪＡグループの年間輸出額を 10 倍超（平成 24 年度実績 38 億円をもとに 380 億円超）に拡大

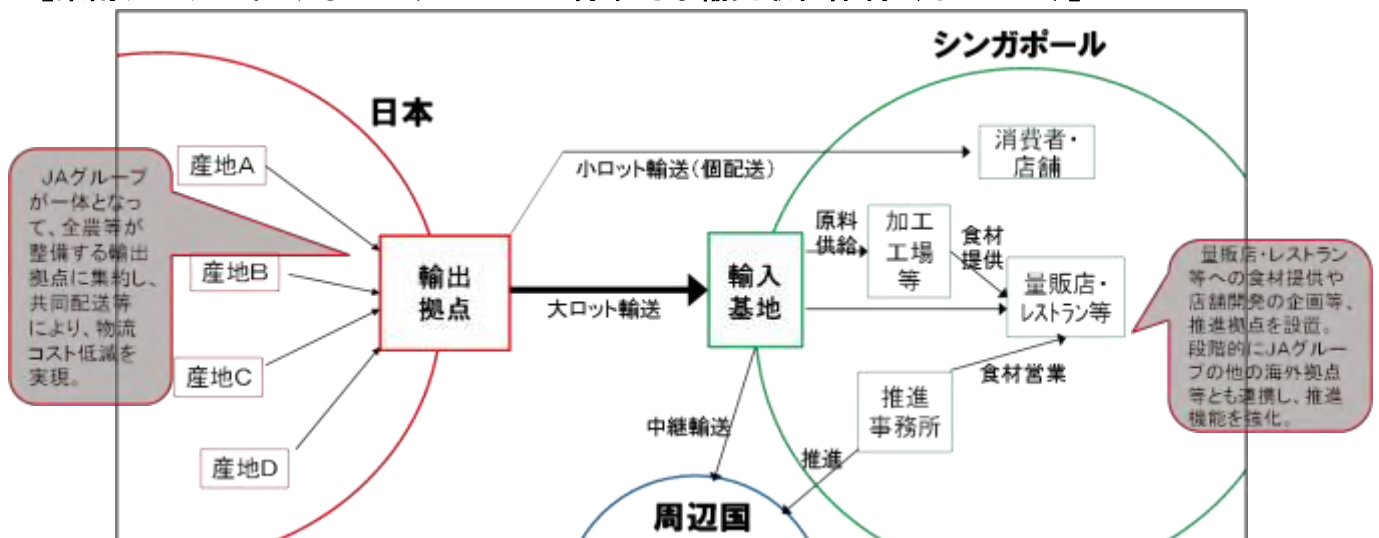
（全農における今後 3 ケ年の取扱い目標

青果物：平成 27 年度見込 27 億円から、50 億円達成

米：平成 27 年度見込約 1,500 t から、輸出数量 10,000 t ・ 30 億円達成

牛肉：平成 27 年度輸出見込 250 t から、輸出数量 500 t ・ 40 億円達成

【東南アジアにおけるＪＡグループの将来的な輸出取組体制（イメージ）】



【JAグループの「輸出促進エージェント（仮称）」の主な機能（イメージ）】

現状

- 輸出意向はあるが、輸出に関するノウハウがないため輸出に取り組めていない、または輸出を検討しているものの課題を抱えており、輸出に取り組めていないJA・農業者が存在。

農業者・JA

輸出意向はあるが輸出を行っていない

これから輸出に取り組みたい

輸出に関して課題を抱えている

輸出を行っている

- ① 手続きや国ごとの規制が不明誰に相談すればいいかわからない
- ② 手続きが面倒、代金回収が不安
- ③ 商品が売れるか自信がない何が海外で売れるかを確認したい

- ④ 実績が思うように伸びない理由や海外ニーズがわからない
- ⑤ 小ロット出荷のため物流コストが高い

- ⑥ 旬の時期以外も海外の売り場をおさえたい
- ⑦ 日本産を求めるマーケットを広げたい

解決の方向性

- 輸出意向はあるが輸出を行っていない農業者・JAにワンストップでノウハウ(①～③)を提供。
- 輸出に関して課題を抱えている農業者・JAに課題解決策(④～⑤)を提案し輸出を促進。
- 輸出意向と現地ニーズをとりまとめ・調整し、リレー出荷・周年安定供給の強化(⑥)や、新たな販路の開拓(⑦)を行い、輸出を拡大。

輸出促進エージェント（仮称）

- ① ワンストップ窓口で輸出全般に関する相談・情報提供
- ② 事務代行・代金決済代行
- ③ テスト販売機会の提供

- ④ マーケティングに関する相談・コンサル対応
- ⑤ 物流コストの低減を提案

- ⑥ リレー出荷・周年安定供給の強化
- ⑦ 新たな販路の開拓

＜政策等の対外提案＞

- ① 輸出対象国での販路確保、産地間連携による販売推進に対する支援（国）
 - 品目特性などをふまえた産地間連携やオールジャパンでの海外販路開拓・販売促進の取り組みに対し、継続的に支援すること。また、国産農畜産物や日本食文化などの情報発信のための海外拠点の整備に対する支援を講じること。
- ② 物流コスト低減や鮮度保持、輸出相手国が求める衛生基準などに対応した施設整備に対する支援（国）
 - 国内・海外での物流体制構築、C A コンテナや専用輸送資材等の継続的な開発・実証・導入に対して支援を講じること。また、航空輸送にかかる諸費用の軽減措置や、輸出対象国が求める衛生基準などに対応した加工・流通施設の整備をすすめるための支援を講じること。
- ③ 生産・供給体制の整備に対する支援（国）
 - 輸出向け生産・供給体制の強化をはかるための施設整備や農業機械・生産資材の導入、品種開発・実証、栽培技術実証等に対する支援を講じること。
- ④ 輸入規制などの撤廃・緩和（国）
 - 原発事故によるものを含めた輸入規制などの撤廃・緩和や、台湾の残留農薬基準への対応などの輸出環境課題を解決すること。

【諸外国に輸出する場合の検疫状況一覧】

平成28年8月8日時点

		アジア								北米・中南米				大洋州		欧州	
		台湾	香港	中国	韓国	ベトナム	シンガポール	マレーシア	ブルネイ	米国(本土)	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	オーストラリア	ニュージーランド	EU
TPP参加国		—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
果物	カキ	Q	◎	△	×	△	◎	◎	PQ	×	◎	△	△	△	☆	△	Q
	サクランボ	Q	◎	△	×	△	◎	◎	PQ	×	△	△	△	△	△	△	Q
	日本ナシ	☆	◎	PQ	×	△	◎	◎	PQ	☆	Q ^{*2}	△	△	△	☆	△	Q
	ブドウ	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	×	Q ^{*3}	△	△	△	☆	△	◎ ^{*7}
	ウンシュウミカン	Q	◎	△	×	△	◎	PQ	×	☆	◎	×	△	△	☆	☆	Q ^{*3}
	モモ	☆	◎	△	×	△	◎	◎	PQ	×	△	△	△	△	△	△	Q
野菜(果菜)	リンゴ	☆	◎	PQ	×	☆	◎	◎	PQ	☆	Q ^{*3}	△	△	△	☆	☆	Q
	イチゴ	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	P ^{*1}	△	△	△	△	△	△	◎
	スイカ	Q	◎	△	×	△	◎	◎	PQ	×	◎	△	△	△	△	△	◎
野菜(葉菜)	トマト	×	◎	△	×	△	◎	◎	PQ	×	△	△	△	△	△	△	◎
	キャベツ	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	×	◎	△	△	△	△	△	◎
野菜(根菜)	ネギ	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	×	P	△	△	△	△	△	◎
	ダイコン	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	×	P	△	△	△	△	△	◎
	タマネギ	Q	◎	△	Q	△	◎	◎	PQ	P ^{*1}	P	△	△	△	△	△	◎
ナガイモ		Q ^{*4}	◎	△	Q ^{*6}	△	◎	◎	PQ	P	P	△	△	△	△	△	◎
コメ(精米)		◎	◎	☆	Q	Q	◎	◎	PQ	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	◎
牛肉		●	☆	●	●	☆	☆	●	●	☆	☆	☆	●	●	●	☆	☆

(輸出できるもの)

◎: 植物検疫証明書無しで輸出可能

P: 相手国の「輸入許可証」の取得が必要

Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出可能

☆: 二国間合意にもとづく条件を満たしたもののみ輸出可能

*1: 奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出不可

*2: 園地、施設の登録等および輸出検査が必要

*3: 栽培地検査及び消毒が必要

*4: 南西諸島で生産されたものの輸出不可

*5: 植物防疫の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検疫証明書が不要)

*6: 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものは輸出不可

*7: キプロス向けは果実に葉が無く、ブドウネアブラムシに対する栽培地検査または消毒が必要

(輸出できないものまたは不明)

●: 解禁に向けて協議中

△: 相手国の検疫条件が未設定のため輸出できないか、または不明

×: 相手国が輸入を原則禁止

資料: 植物防疫所「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表): 貨物編」、動物検疫所「日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧」をもとに全中作成

③ マーケットインに対応した部会の再編・強化

<課題>

- 流通構造の変化に応じたマーケットインに対応するため、J Aの販売事業方式の転換と一体となった生産体制づくりが喫緊の課題（生産部会の再編等に取り組んでいるJ Aは半分程度）。
- 組合員の世代交代、組合員の生産・販売に対するニーズが多様化し、系統外取引が増える中で、生産部会の結集を通じた有利販売を強化するため、全量集荷等を前提とした部会運営の改善が課題。

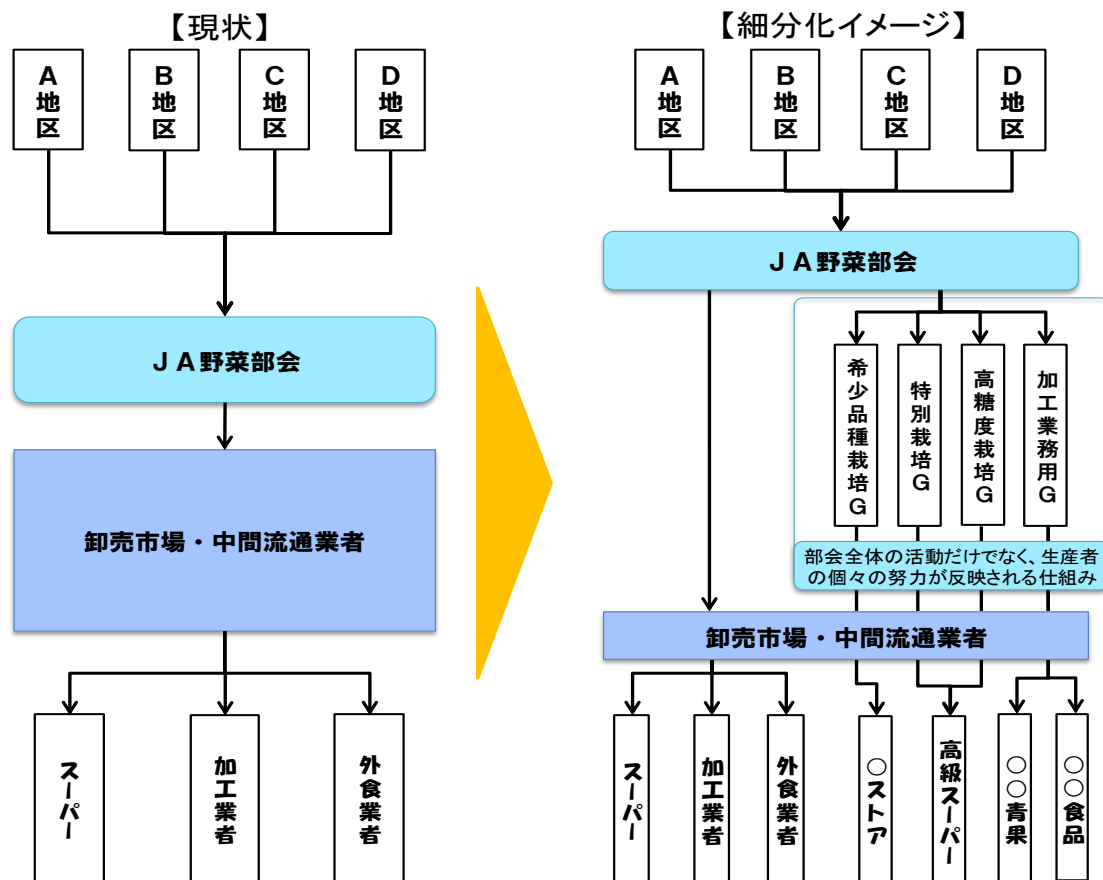
<J Aグループの当面の取り組み方向>

- ① 実需者ニーズに的確に対応できる新たな部会のあり方等の構築
 - 生産部会を販路別や機能別に再編するなど、実需者のニーズに対応し、かつ、組合員の自発的結集を促すことができる生産部会づくりをすすめる。
 - そのなかで、適切な生産部会の運営を確保するため、独占禁止法との関係についても整理し、各生産部会に対する点検・改善運動を展開する。
- 【28年末までに生産部会の運営改善方策を整理、29年度より運動を展開】**

<政策等の対外提案>

- ① マーケットインに対応した部会における独禁法対応の明確化・周知（国）
 - 実需者ニーズを確実に満たすために、組合員に一定の条件等を課す必要が出てくるなかで、独占禁止法上の留意点等を明確化し、各生産部会が安心して運営できるようにすること。

【JA 生産部会による販売先別の部会細分化（イメージ）】



④ 国産農畜産物の価値創出と内需拡大

<課題>

- G I（地理的表示保護制度）導入で高付加価値化に成功する事例も出てきたが、G Iなど知的財産の保護・活用に精通する人材は不足しており、取り組みは低調。
- 原料原産地表示は、消費者からの要望が強いが、義務化されている加工食品は、一部に限定されており、また外食等にはその義務がない。
- 国産農畜産物・食品の内需を拡大するには、とりわけ、水田など生産現場と距離が遠い都市住民（人口の約7割）に、適正な対価で買い支える意識を醸成する必要。

<ＪＡグループの当面の取り組み方向>

- ① 各ＪＡのG Iなど知的財産の活用 of 取り組みを支援する体制の構築
→ 農業分野の知的財産を農業者所得の増大につなげる手法、農業者やＪＡ等が所有する知的財産の管理体制の構築などに向けて、「ＪＡグループ知財農業推進研究会（仮称）」を設置する。【28年秋に設置】
- ② モデル地域における知財農業の開発・実践・検証、知的財産に精通する人材育成
→ 農業者やＪＡ等が所有する知的財産権や営業秘密・ノウハウの保護・活用を通じて、所得向上と産地のブランド化をモデル地域で実践する。また、知財農業の実践に向けて、知的財産の保護・活用等に精通する人材を全国的に育成する。
【28年秋にモデルＪＡ選定の検討】
- ③ 原料原産地表示の自主的取り組みの実践
→ 全農は、引き続き消費者の知る権利に応えるため、加工食品の原料原産地表示に関する自主基準を定め、現行法令が要求している原料原産地情報よりも多くの情報を開示。【原則全ての加工食品を対象に、原材料に占める重量割合が上位2位までのもので、かつ、原材料に占める重量割合が5%以上の原料の原産地を表示】
- ④ 「全国農業フェスティバル（仮称）」の開催
→ 各都道府県の代表ＪＡが、地場農産物等を持ち寄り、食料と農業をテーマに、都心で複合企画イベントを開催。出店物販、音楽企画のほか、他団体と連携した新規就農・移住の相談会、政策シンポジウム等を行う。【29年春の開催を検討】
- ⑤ 幅広い世代が利用しやすい「体験型農園」の普及
→ 体験型農園開設の手引きを整理し、研修会等で普及。また、モデルＪＡを選定して実践をすすめ、取り組みの有効性の実証・運営改善。さらに、企業・団体との連携を迫及する。【28年9月にモデルＪＡ選定・普及開始】